

公益社団法人 愛知県診療放射線技師会

研修室利用規約

平成21年6月16日制定

平成30年3月19日改正

令和2年10月19日改正

1. 研修室の利用に必要な手続方法その他の事項について定め、円滑な運営を図ることを目的とする。
2. 前項に規定する研修室を利用できる者は（公社）愛知県診療放射線技師会員（以下「本会」）または賛助会員でなければならない。ただし、代表者が本会会員であれば、他県の会員、または非会員に利用させることができる。
3. 研修室を利用しようとする者は、申込みフォームに必要事項を入力の上、本会事務所に申込まなければならない。
 - (1) 研修室使用月の 3 か月前から申し込みが可能である。
 - (2) 利用時間は、平日 午後 5 時～午後 9 時
土・日・祝日 午前 10 時～午後 6 時とする。
 - (3) 本会事務所に平日の午前 10 時～午後 5 時の間に電話をし、研修室の空き状況を確認する。
 - (4) 研修室の使用が確認できたら、本会ホームページより申込みフォームに必要事項を入力し、本会事務所に送信する。
 - (5) 申込みを受けた場合その諾否を決定し、その結果を申込者に一週間以内に通知する。
4. 研修室の利用料については下記の通りとする。
 - (1) 参加する者すべてが診療放射線技師会員および賛助会員である場合は、無料とする。
 - (2) 参加する者の中に非会員がいる場合は、1 回の使用料を 500 円とする。
領収書が必要な場合は、申込時に予め申し出る。
ここでいう非会員とは、何れの診療放射線技師会にも所属していない者のことである。
ただし、本会主催および共催事業に関する利用は、使用料を徴収しない。

5. 研修室を会議、研修以外に利用してはならない。
6. ここに定めのない必要事項については、常務理事会で協議し、理事会で決定する。

附 則

1. この規約は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。
2. この規約は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。
3. この規約は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。